

「火山噴火緊急観測検討作業部会」の設置について

平成29年6月19日
次世代火山研究・人材育成
総合プロジェクト
総合協議会

1. 背景

次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）では、直面する火山災害への対応（災害状況をリアルタイムで把握し、火山活動の推移予測を提示）及び火山噴火の発生確率を提示することなどが求められている。

本プロジェクト実施期間中に、噴火の予兆が把握された場合や噴火が発生した際に、緊急的に調査観測を実施して貴重なデータを取得し、火山災害の減災・防災に貢献することは、本プロジェクトの趣旨において重要である。しかしながら、そうした際に、本プロジェクトとしてどう対応すべきか、どう対応できるか、等についての規定が示されていない。

2. 目的

噴火の予兆が把握された場合や噴火が発生した際に、本プロジェクトとして緊急的にどのような調査観測を実施するか、また、実施に向けた効果的な仕組み及び体制等についての検討を行い、緊急時に適切な対応を行うことが望まれる。

緊急的に調査観測を実施する際の仕組みや体制等を検討するために、次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト総合協議会（以下「総合協議会」という。）に作業部会を設置する。また、作業部会は、調査観測を実施する際の仕組みや体制等の検討結果を取りまとめた後も継続して相続し、噴火の予兆が把握された場合や噴火が発生した際には、緊急調査観測の実施の是非等について検討する。

3. 作業部会における検討事項

例えば以下の内容について検討する

- ① どのような緊急調査観測が望まれるか（求められるか）
- ② どのような際に緊急調査観測を実施するか
- ③ 緊急調査観測を実施する体制について

4. 作業部会の委員構成

- ・本プロジェクトの総括担当プロジェクト・アドバイザーを主査とし、次世代火山研究推進事業の火山研究運営委員会の主査及び課題A、課題B、課題C、課題Dの事業責任者、火山研究人材育成コンソーシアム構築事業の実施責任者、外部有識者委員及び関係機関の委員からなる10名程度で構成する。
- ・作業部会に、特別の事項を調査審議又は専門の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- ・作業部会に、本プロジェクトのプロジェクト・リーダー、リスクコミュニケーション担当プロジェクト・アドバイザー、次世代火山研究推進事業の分担責任者及び関係行政機関等の職員をオブザーバーとして同席させることができる。
- ・主査は、緊急に会議の議を経ることが必要と認めるときは、書面の伝送処理等、適切な方法により、その意見を聴取し、また賛否を問い、その結果をもって、作業部会の議決とすることができる。

5. スケジュール

- ・作業部会の主査と調整しつつ、平成 29 年 7 月頃を目途に第 1 回作業部会を開催する。
- ・以降、検討を継続。平成 29 年 9 月頃までを目途に 3 回程度開催し、検討結果を取りまとめる。検討結果を取りまとめ後、噴火の予兆が把握された場合や噴火が発生した際には、緊急調査観測の実施について検討する。
- ・検討結果は、作業部会の主査が第 3 回総合協議会（平成 30 年 1 月頃を予定）に報告する。